

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令																										
規制の名称	国内希少野生動植物種の追加																										
規制の区分	新設、改正（ 拡充 ）緩和）、廃止																										
担当部局	環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室																										
評価実施時期	令和5（2023）年3月																										
事前評価時の想定との比較	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。）では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を国内希少野生動植物種として定め、その捕獲、譲渡し等を禁止することにより種の保存を図っている。</p> <p>国内希少野生動植物種の指定対象種は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。）に規定されており、国内希少野生動植物種の選定に係る実態調査を環境省において実施し、その個体数が著しく減少しているなどの基準に該当したもののうち、種の存続の困難さによる視点、施策効果による視点等も加味して候補種を選定し、指定を進めてきたところ。</p> <p>上述の実態調査等により野生動植物49種（せせりちょう科3種、おなじまいまい科2種、植物44種）について、個体数や分布その他の必要な生息・生育情報が得られ、これらの野生動植物種を指定しない場合には、生息・生育環境の悪化や個体数の減少により種の保存に支障を来し、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に影響が生じる可能性があり、その保存を図る必要があると認められることから、新たに国内希少野生動植物種として追加した。</p> <p>令和5年3月時点で、社会経済情勢や科学技術については大きな変化は生じていない。当該規制の改正時には想定されていなかった状況の変化・影響はなく、国内希少野生動植物種の指定の必要性は引き続き認められる。</p>																										
費用及び間接的な影響の把握	遵守費用	費用の要素																									
		【規制の新設・強化】																									
		年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計	測定指標							新に発生した許可申請等件数（件）	0	23	29	7	32	91	申請等手続に要した費用（千円）	0	414	533	127
年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計																					
測定指標																											
新に発生した許可申請等件数（件）	0	23	29	7	32	91																					
申請等手続に要した費用（千円）	0	414	533	127	577	1,651																					
<p>1申請当たり1人日を要するとして、国税庁「民間給与実態統計調査結果」における各年度の平均給与より1申請あたりの申請等手続に要する費用を算出し（各年度の平均給与÷240日）、「申請等手続に要する費用×許可申請等件数（実数）」を当該年度の申請等手続に要した費用とした。なお、事前評価による遵守費用の推計は行っていない。</p>																											

	行政費用	<p>【規制の新設・強化】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新に発生した手続件数（件）</td> <td>0</td> <td>23</td> <td>29</td> <td>7</td> <td>32</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>審査手続に要した費用（千円）</td> <td>0</td> <td>1,033</td> <td>1,303</td> <td>314</td> <td>1,437</td> <td>4,087</td> </tr> </tbody> </table> <p>1件当たりの審査に2人日を要するとして、総務省「令和3年度地方交付税関係参考資料」の職員給与費単価（一般職員分）の道府県分の職員Bの単価（5,390千円）より1件あたりの審査手続に要する費用を算出し（2人日約44.9千円（5,390千円÷240日×2人））、「審査手続に要する費用×手続件数（実数）」を当該年度の申請等手続に要した費用とした。なお、事前評価による遵守費用の推計は行っていない。</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計	測定指標							新に発生した手続件数（件）	0	23	29	7	32	91	審査手続に要した費用（千円）	0	1,033	1,303	314	1,437	4,087
		年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計																						
測定指標																														
新に発生した手続件数（件）	0	23	29	7	32	91																								
審査手続に要した費用（千円）	0	1,033	1,303	314	1,437	4,087																								
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>便益の要素</p> <p>【規制の新設・強化】</p> <p>当該49種の国内希少野生動植物種のうち、譲渡し等は規制対象外となる特定第一種国内希少野生動植物種を除く30種を販売していた事業者については、事業が実施できなくなったが、既存事業者も新規参入事業者も同様に捕獲等、譲渡し等、販売目的の陳列又は広告ができなくなったことから、事業者間の競争に負の影響は及んでいない。</p>																													
考察	<p>【規制の新設・強化】</p> <p>効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存を図ることで生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが効果（便益）である一方で、追加的に生じた遵守費用及び行政費用は比較的少額であり、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制を継続することが妥当である。</p>																													
備考																														